

## 第二節 地方支配と農民の負担

### 一 地方支配

#### 農民支配の機構

広島藩は、一般農山漁村を地方じがたと総称して支配した。農村は検地により村高むらだかを決定され、貢租取の単位として位置づけられた。これにより地方支配は、藩政上きわめて重要な位置を占めることとなった。広島藩の地方支配の機構は、郡奉行——郡廻り——郡廻り——代官——大庄屋——庄屋——組頭——長百姓——農民という系列になっていた。郡奉行・郡廻り・代官には藩士(武士)が任命され、大庄屋以下は農民から任命された。

郡奉行は民政担当の最高責任者で定員は一名、城中の郡役所において郡廻りや代官の行政事務を統轄した。また、郡方吟味役所で郡方犯罪人の裁判にもあたった。郡廻りは、二(二)三郡程度を担当し、管内を巡察して代官以下の政務を監察し、毎年の年貢率決定や民情の把握にあたった。また、山奉行を兼任することが多く、文化六年(一八〇九)からは宗旨あつめやく改役を兼任した。免すなわち年貢率決定に関与していたので、民間では御免奉行ともよばれていた。

代官は各郡ごとの農民支配に直接かかわった役職で、知行高二〇〇石前後の藩士が一郡に二名ずつ任命された。その職務は郡奉行と勘定奉行の指揮下におかれ、両奉行の職務を代行した。その主なものは、(ア)年貢・諸

表4-2-1 熊野七郷関係の所務役人・頭庄屋

所務役人	頭 庄 屋	請 け 村
来嶋五右衛門	矢野村 九右衛門	平谷、矢野、奥海田、畑賀、中野
	熊野村 徳右衛門	熊野、苗代、押込、川角、下瀬野、上瀬野
野田藤左衛門	江田島 与三兵衛	焼山、栃原、江田島、和庄、宮原、庄山田、吉浦、大矢

役の賦課と収納、(イ) 郡の責任で施工する諸普請、(ウ) 大庄屋以下村役人の監督・指揮などであった。通常は城下の役宅で執務したが、ことに応じて出郡し、管轄する郡の郡元におかれた代官屋敷(代官役所)で事務を処理した。熊野七郷の村々が所属する安芸郡の代官屋敷は、郡元とされた海田市におかれていた。享保期以後の代官には、歩行・足軽の者が五〜六名つけられ、代官屋敷に常駐して「勘定組」と「番組」に分かれて行政事務を処理した。また、歩行組の者を「村廻り」として代官につけ、郡中の状況・村役人の善悪・百姓の働きぶりなどを報告させている。

郡内の有力農民から任命された大庄屋は、いくつかの村組に分けられた郡内の村々を担当した。大庄屋は、のちに大割庄屋と改称され、正徳二年(一七二二)の郡制改革である「郡方新格」で、大割庄屋のなかから四〇人の所務役人が取り立てられた。このとき、所務役人の下に八一人の頭庄屋が置かれたが、安芸郡の熊野七郷関係の所務役人・頭庄屋は表4-2-1のとおりで、熊野・苗代・押込・川角の四か村の頭庄屋には、熊野村の徳右衛門が任命されている。この郡方新格は享保三年の百姓一揆で挫折し、藩は所務役人・頭庄屋を廃止して古格に戻したが、このときに割庄屋制がとられた。各郡のさきの大庄屋に代る割庄屋には、郡内の有力農民二〜三名が任命され、組内の村々を統轄した。また藩からの法度・通達を村々へ廻達し、郡内にかかわる業務を分担し、各村の庄屋を交代で手伝わしている。業務の主なもの、(イ) 年貢関係の免割・夏秋勘定・郡割に関するもの、(イ) 宗門改め、(ウ) 郡内の灌漑用水の管理、

表4-2-2 熊野村村役人一覧

記載年代	庄屋	組頭
享保12 (1722)	新左衛門	作右衛門 丙三郎 新四郎
延享3 (1746)	新左衛門 孫右衛門	作十郎 忠兵衛 利右衛門 幸八 幸右衛門
宝暦6 (1756)	利右衛門 作十郎	彦四郎 兵三郎 孫三郎
天明4 (1784)	千右衛門 助右衛門	千兵衛 小右衛門 甚吉 忠次郎
寛政9 (1797)	藤兵衛 千右衛門	忠左衛門 彦十郎 五右衛門
文政3 (1820)	千兵衛 彦太郎	利兵衛 半八 作太郎
〃 10 (1827)	千兵衛 彦太郎	利兵衛 半八 作太郎
天保3 (1832)	千兵衛 市郎左衛門	幸次郎
〃 10 (1839)	祖平次 市郎左衛門	健太郎 順之助 勘三郎
弘化5 (1848)	市郎左衛門 謙次郎	貞右衛門 健太郎 順之助
安政元 (1854)	健太郎 市郎左衛門	長兵衛 彦三郎
慶応元 (1865)	健太郎 謙次郎	長左衛門 彦三郎 菊右衛門 祐四郎

『筆の町熊野誌』所載のものを修正加筆した

(㊦) 郡内村々で発生した紛争などの内済・調停などで、農民に関するさまざまな事柄に関与していた。

### 村役人

江戸時代の村は貢租収取と治安維持のための基本単位として位置づけられていたので、村役人は

領主支配の末端機構の責任者として、村の管理・運営にあたるのが義務づけられた。村役人とは、庄屋・組頭をさし、このほかに村民の代表として村内の集落を単位とした長百姓（おとこびやく）がおかれた。庄屋は一人が原則であるが、村高の大小やその他の理由によって二〜三人任命される場合もあった。熊野七郷のうち熊野村は庄屋二人制がとられ、他の村は一人であった（表4-2-2・3参照）。組頭は村民をいくつかの組に分け、組ごとに一人おかれたので、数人になることもあった。このほかに筆取・小走（こびり）・山守・米計（こめばかり）（升取（ますとり））などの村役があり、また村入用の監査のため長百姓の中から年行事が選ばれた。このほかに郡中・村内の諸役として、山目付・紙楮支配役・社倉支配役・社倉十人組頭取・郷蔵番などがおかれた。

庄屋はその職掌が村政全般にわたるため、藩としては村内

表4-2-3 川角村村役人一覧

記載年代	庄屋
天正6 (1578)	四郎右衛門
慶長4 (1599)	孫右衛門
寛永10 (1633)	伝三郎
慶安3 (1650)	四郎右衛門
万治2 (1659)	伝兵衛
元禄13 (1700)	吉兵衛
享保2 (1717)	源兵衛
元文2 (1737)	太兵衛
宝暦7 (1757)	四郎右衛門
安永3 (1774)	彌七郎
天明4 (1784)	四郎右衛門
寛政10 (1798)	四郎右衛門
天保2 (1831)	四郎右衛門
慶応2 (1866)	四郎右衛門 (同見習) 信四郎 (組頭) 次郎右衛門 (長百姓) 彌右衛門
明治3 (1870)	(当分庄屋) 澤原繁太郎 (諸談引受) 植山春平 (長百姓) 須原彌右衛門
// 4 (1871)	織田四郎右衛門 (長百姓) 須原彌右衛門 藤田伊右衛門

『筆の町熊野誌』所載のものを修正加筆した

平谷村村役人一覧

記載年代	庄屋
天正9 (1581)	梶山新左衛門
慶長2 (1597)	梶山治兵衛
貞享4 (1687)	梶山新三郎
正徳4 (1714)	梶山治兵衛

『筆の町熊野誌』による

で伝統的・政治的・経済的に優位にある者を任命した。庄屋の任免は、初めのころは代官が直接行なっていたようであるが、享保期以降になると割庄屋の推挙によって藩が決定し、郡廻り・代官の名において布達される慣行となった。さらに文政六年(一八二三)以降は、人柄・身代(財産)などの条件に加えて村方全体のあたり合(評

判)のよいことを基準に、割庄屋の権限において支配下の村々の村役人の人選をまかせ、藩の名において任命するようになった『広島県史』近世1。

庄屋の職務内容は多岐にわたるが、まとめてみると、次のようになる。

(7) 藩の法令や通達を受け、次の村へ廻達するとともに、その内容を村民に伝え遵守させること。そのために庄屋は法令・通達を書き写し、先例として保存して村の運営のよりどころとした。

(4) 年貢納入、諸役賦課の責任者として、田植に始まる農作業の報告、風水害や虫害などの報告などが義務づけられ、さらに年貢・諸役納入の事務手続から納入米や俵ごしらえの検査まで、多岐にわたる仕事があった。

(5) 藩役人が廻村する際の応接・接待や、諸役人・役所への陳情・諸報告の提出。

(6) 宗門改帳の調整。村民の生活に直接かわる土地や家屋の売買・質入証文への裏書、往来手形の発行など。また、土地の境界や灌漑用水や野山の利用をめぐる紛争や、村内のさまざまなめごとの仲裁・調停も大きな職務であった。

(8) 組村内の行事への出役・手伝の事務に従事したり、証人として立会ったり、署名を行なうこと。

(9) その他突発的・臨時的な事件などの処理。

このように庄屋の職掌が村政全般に関与するものであったため、それに伴う財政的負担に堪えうる経済力を持つことが要求された。もし年貢を未進する者がいると、庄屋が肩代りをする必要があった。また、村方諸人などは年末に決算する習慣があり、それまでの支出は庄屋の立て替えによっていたからである。庄屋には中世の土豪的性格をもつ由緒ある家格の農民が任命されたが、経済力を失なったときは、新しく経済力をたくわえた者

表4-2-4 広島藩の村役人給規定〔宝永元年（1704）〕

役人給	村高	給米
庄屋給	100石	2石
	200〃	2.5〃
	300〃	3〃
	400〃	3.5〃
	500〃	4〃
	600〃	4.5〃
	700〃	5〃
	800〃	5.5〃
	900〃	6〃
	1,000〃	6.5〃
	1,000〃以上	100石に付3斗宛増、但半高10石に付3升増
組頭給		1人に付1.5石
筆取給	100～400石	2石
	500～900〃	2.5〃
	1,000～1,900〃	3〃
	2,000～3,000〃	3.5〃
小走給		1人に付1石
山守給		0.3～0.5石
米計給		0.3石
樋守給		0.3～0.5石

『広島県史』近世1による

と交代していった。江戸時代末期になると、藩財政が行き詰り、藩に多額の御用金・寸志米を差出すことによって、有力農民が藩から一定の格式を与えられ、村役人に登用される例も多くなった。

組頭は庄屋の補佐役であるが、その任命にあたっては、庄屋に次ぐ村内の有力者が選ばれた。その場合家格よりも経済力・人望や筆算の能力が重んじられた。また、割庄屋や庄屋の子弟が、それぞれの役職につく前提として、実務上の経験と政治上の手腕を身につけるために、組頭に任命される例が多かった。このこ

表4-2-5 熊野村諸役給米

	寛政5年(1793)	天保12年(1841)	安政2年(1855)
庄組	米9石	米11石	米11石
屋頭	〃3石	〃4石5斗	〃4石5斗
筆者	〃6斗6升	〃6斗6升	〃6石6斗
年行	〃1石	〃1石	〃6斗
かく番	〃1石1斗	〃1石1斗	—
升取	〃6斗7升	〃6斗	—
蔵番	〃7斗	〃7斗	〃1石1斗
小走	〃3石6斗	〃3石	〃3石5斗5升
送番	〃2石9斗5升	〃6石	〃5石1斗
山野	—	〃3石5升	〃3石
山番	—	〃2石1斗	〃3石
所々	〃2石5斗	〃2石6斗	〃1石5斗
米入	〃2斗5升	〃3斗	〃6斗
旅人	〃3斗5升	〃3斗5升	〃6斗
灯	銀29匁4分4厘	銀29匁4分4厘	(灯油8升)
用所	〃45匁	〃45匁	米6斗5升

佐々木家文書「郡村法則雜記」「初寄合諸格式帳」による

とは熊野村の例を見ても明らかである(表4-2-2参照)。

### 村役人の報酬

村役人には、一定の報酬が与えられた。報酬の一つは給米で、

宝永元年(一七〇四)に定められた基準(表4-2-4参照)によって、村入用のなかから下付された。しかし、この規定は固定的なものではなく、村財政の苦しい村では規定より低くおさえられていた。次に出飯米ではなまの給付がある。これは郡用・村用などの公用で出張した場合の手当で、庄屋・組頭のほか、長百姓・筆者などの村役にも下付された(表4-2-5・6参照)。出張には郡元の海田市や広島城下などへ行く場合と、村内へ出る場合とがあり、それぞれに出飯米が決められている。年貢納入のために広島米蔵へ出張し宿泊する場合は、別項目として計上されていた。さらに、足子引高とよばれる夫役負担の免除があった(表4-2-7参照)。村内の諸普請夫ふしんふ・諸遣夫つかいなどの夫役は、

表4-2-7 足子引高  
〔宝暦8年(1758)〕

庄屋 (1人分)		
村	高	引高
	100~ 200石	10石
	300~ 400石	12石
	500~ 600石	14石
	700~ 800石	16石
	900~ 1,000石	18石
	1,100~ 1,200石	20石
	1,300~ 1,400石	21石
	1,500~ 1,700石	22石
	1,800~ 2,000石	23石
	2,100~ 2,300石	24石
	2,400~ 2,600石	25石
	2,700~ 3,000石	26石
組頭	1人につき	7石

「郡村法則雜記」による

表4-2-6 川角村諸役給米  
〔文化12年(1815)〕

事項	給米
庄屋給	2石4斗
筆取給	5斗
米升給	2斗5升
御敷所番給并 御屋敷様御山番給	6斗5升
八幡山番給	1斗7合
同鍵預り給	6升
広島賃米	3斗5升
諸届事之御用=付 罷出候節出飯米	4升
御種米闊キ	2斗5升
年行司給米	1斗6升
合計	*5石1斗2升7合

\*実際は4石7斗6升7合しかない。記載も  
れがあるものと思われる。

川角区共有文書、「国郡志御編集=付諸  
色書出帳」による

農民の持高に応じ割り当てられたが、村役人  
には足子引高として、持高から一定額が控除  
されたのである。

これらの村役給米を藩の規定と村々の実際  
について比較してみると、熊野村では庄屋給  
は規定より一斗七升少なく、川角村は一斗多  
い。組頭給は熊野村は規定どおりであるが、  
川角村は七斗少ない。年行事給の規定は明確  
でないが、川角村は村高の〇・一％に相当  
し、熊野村は〇・〇四％に相当する額となっ  
ている。山番給についてみると、熊野村では  
御建山一か所と御留山一か所に山番が置かれ  
ていた(表4-2-8)。野山番は七か所置か  
れている。野山(村有入会山)は享保十四年  
(一七二九)の御山帳には一八か所記載されて  
いるが、野山は入会地であるため境界を接す  
る隣村からの入り込みがあるため、村内の各  
庭(小字)ごとに野山番を出して管理したもの

表4-2-8 熊野村野山番給  
〔安政2年(1855)〕

野山名	給米
新宮原	6斗
初神之庭	4斗5升
城中之庭	4斗1升
出溝	3斗5升
吳來	3斗
菘地	3斗9升
	5斗
合計	3石

〔初寄合諸格式帳〕

表4-2-9 熊野村山番給

山番名	給米
御建堂所山番	4斗
御留初神山番	3斗5升
同石仏山番	3斗
同大埤山番	7斗
同嵩山番	5斗5升
同才ノ河内山番	3斗
同大桜山番	3斗
同八幡山番	1斗5升
合計	3石5升

〔郡村法則雑記〕

と考えられる(表4-2-1と9)。川角村には火の原に御建敷(藩有の竹藪)があり、また川角村が家老浅野孫左衛門の給地であったため、深道山に家老家指定の留山が設置されていたので、御

藪所番・御屋敷様御山番が置かれていた(表4-2-6参照)。八幡山番は貴船神社のある八幡山の山番であり、同鍵預りは八幡神社が無住で祭礼時のみ矢野村から神主が来るので、常時管理をする役職であったと思われる。

足子引高について、文化十一年(一八一四)に川角村では四斗二升二合八勺が計上されている。この引高は毛附高に対して〇・四三五%に相当する額である川角区共有文書、「國郡志。御編集ニ付諸色書出帳」。熊野村では庄屋二人分五〇石、組頭三人分二一石、合計七一石が計上されている「郡村法。則雑記」。これは村高に対して二・七七五%に当り、川角村よりはるかに高率となっている。この両村の足子引高の差は、村高・毛附高の差に起因するものと考えられる。

## 二 農民の貢租負担

### 貢租制

元和五年(一六一九)に広島藩主となった浅野氏は、前領主である福島正則時代に定められた石高を基礎に、貢租額の決定と貢租を負担する農民の確保をはかった。浅野氏はしばしば「郡中法度」を発し

て農政の方針や細目を示し、村中全体が貢租収納に責任を持つ村請制とよばれる貢租收取体制の確立につとめた。

貢租の中心は本途物成とよばれる年貢で、玄米で納めることが原則とされていた。この年貢は村高に対して一定の年貢率（免相）をもって賦課され、村役人によって各農民の所有高に応じて割り付けられた。年貢率の決定方法には検見法（秋免）・定免法・土免法などがあつた。広島藩は当初においては検見法が行われていた。これは毎年秋に検見役人が各村を巡回し、現地で坪刈を行なつて作柄を調査して税率を決定する方法である。しかし検見が行われるまでは収穫することができず、刈り取り時期を失して、収量の減少や品質の低下を招くという難点があつた。他方、領主側ではより多くの年貢を取り立てることができるといふ利点のある反面、毎年の藩収入が検見を行うまで決定しないため、予算をたてての藩財政運営は不可能であつた。広島藩は寛永十一年（一六三四）から一部の村に土免制（春免）を採用し、慶安三年（一六五〇）から全藩に適用している。この土免制は前年の作柄、村の盛衰、田畑の肥瘠などを総合的に勘案し、田植前の春先にその年の年貢率を決定するものである。もし極端な凶作になつた年には、村からの申請によって検見を行い、税率を変更してもらふことも可能であつた。検見法から土免法への切り替えは、藩財政確立のために安定した貢租額の収入を目的としたもので、広島藩の貢租徴収法の原則とされた。

定免法は、過去数年間の年貢率を平均して一定の年貢率を定め、豊年・凶年にかかわらず一定額を貢納させる制度である。この定免制は藩財政の安定には効果があつたが、固定された年貢率が農民に重い負担感となつてのしかかつた。広島藩では享保元年（一七一六）に定免制が実施されたが、同三年の郡方新格反対の全藩一揆の要求項目の一つに、定免制反対があげられたため、郡方新格と共に廃止されもとの土免制に復し、幕末に至つてい

表 4-2-10 熊野村年貢率

元禄7 (1694) 年	0.285	—	元禄元年～寛保元年までの下り詰
享保2 (1717) 年	0.49794	—	上り詰、明知・給知概し
元文2 (1737) 年	0.46		
〃 3 (1738) 年	0.47		
〃 4 (1739) 年	0.465		
〃 5 (1740) 年	0.46		
明和元 (1764) 年	0.466		
〃 2 (1765) 年	0.466		
安永2 (1773) 年	0.469		
文化13 (1816) 年	明知 0.469	—	高 458石 3斗 4升 2合
	給知 0.469	—	高 803石 5斗 7升 3合
	〃 0.466	—	高 93石 3斗 8升 9合
	〃 0.465	—	高 43石 9斗 1升 1合
	〃 0.461	—	高 16石 0斗 7升 1合
	〃 0.46	—	高 1,143石 3斗 6升 4合
			(給知石高合計 2,100石 3斗 0升 8合)

「郡村法則雑記」による

る。

### 農民の諸負担

農民の諸負担のなかで中心となるのが、本途物成<sup>くもま</sup>年貢である。広島藩ではこの年貢に、年貢の二%の口米を加えて「定物成」とよんでいる。年貢は村高に対して課せられるが、問題となるのは年貢率である。熊野村の年貢率は表4-2-10のように、上り詰(最高)で四九・七九四%、下り詰(最低)で二八・五%であった。下り詰となった元禄七年(一六九四)は、風水害・凶作などの記録は見当たらないが、年貢率を大幅に引き下げざるを得ない程のことが、熊野村で起こっていることを示している。この下り詰が元禄元年(一六八八)から寛保元年(一七四一)までの期間でのものであることから、享保十七年(一七三三)に西日本一帯に発生した大蝗害(享保の大飢饉)による凶作も、元禄七年のものを上廻るものではなかったと考えられる。上り詰となった享保二年(一七一一)は定免制が施行されて二年目に当たる年であるが、この年が最高率となっていることから、現

表4—2—11 川角村年貢率

記載	年次	年貢率	備考
天和3	(1683)年	0.19	下り詰
享保17	(1732)年	0.24	蝗害による大凶作
寛延3	(1750)年	0.255	
宝暦9	(1759)年	0.25	
〃10	(1760)年	0.27	上り詰
寛政3	(1791)年	0.252	以後幕末まで同率

「国郡志御編集ニ付諸色書出帳」による

実に定免制が実施された最初の年に当たると考えられる。その後の年貢率と比較して3%強も高率で、七六石余の年貢を余分に納めることになる。この定免制が百姓一揆により撤回されたことも、うなずけるところである。文化十三年(二八一六)の給知の年貢率に相違があるのは、給人が年貢率を決定できるからである(後述の給知の項参照)。

川角村の年貢率の変遷は、表4—2—11のとおりである。川角村では天和三年(一六八三)が下り詰で、享保十七年の蝗害のときも後世の率に比べてそれ程下っていないので、ここでも被害は大きくなかったものと思われる。上り詰は宝暦十年(一七六〇)で、前年より2%上昇している。上昇の理由は明らかでないが、土免制なので前年がかなりの豊作であったことが推測できる。寛政三年(一七九一)以後の年貢率は一定となり、実質的には定免制と同じ状態となった。川角村の村高は一六一石三斗であるが、たびたびの河川の氾濫によって耕地を失ない、六三石九斗九升八合の鬮高を生じているので、年貢率二五・二%は毛附高に対して四二・六一%に相当する。毛附高には耕作に使用されない屋敷地分五石五斗四升七合を含んでいるので、この屋敷地分を差し引いて計算すると四五・一九%となり、年貢率の約一・八倍弱の高い負担となっている。

文書織田家。川角村の村高は一六一石三斗であるが、たびたびの河川の氾濫によって耕地を失ない、六三石九斗九升八合の鬮高を生じているので、年貢率二五・二%は毛附高に対して四二・六一%に相当する。毛附高には耕作に使用されない屋敷地分五石五斗四升七合を含んでいるので、この屋敷地分を差し引いて計算すると四五・一九%となり、年貢率の約一・八倍弱の高い負担となっている。

広島藩の村々は、蔵入地・給知・明知から構成されていた。藩主の直轄地である蔵入地の年貢米は、藩の米蔵へ直接納入した。給知は給人のもとへ、明知は給主がいない土地であるから蔵入地に準じて米蔵へ納めた。年貢米は米俵一一俵に三斗詰にされ、運搬途中で俵からこぼれる損失などを勘案して込米こみを加え、正味三斗一升五合

表4-2-12 矢野浜出し  
新御蔵所納米入役定

矢野蔵敷	米5合
運賃	〃4合
水上	〃2合
御蔵所はへ巻	〃2合
積賃	〃5合
所計	〃4合
合計	米2升2合

「郡村法則雜記」による

詰をもって三斗俵とされ、さらに一俵につき二合の欠米かんまいを別請取で出さねばならなかった。各村々は、その村分の年貢米を米蔵まで運び、米の質、俵と縄の拵え、量目などの厳重な検査を受けて納入を完了するのである。口米・込米ま・欠米などは年貢率には加算されていない負担であり、また納入完了までの諸経費も村方の負担であった。前掲の村役人諸給米の表にも、米払に関する給米が計上されていた訳である。熊野村の明知年貢米は矢野村へ運び出したのち、船で城下の米蔵まで運び納入されたが、その費用は表4-2-12のように、一俵につき二升二合を要している。熊野村から矢野村浜まで二里（八キロ）の道程は馬や車で運び下らねばならないが、その後は船を利用する方が俵からこぼれる米の量が少なく得策であった。

本途物成のほかには農民に課せられた負担は多い。まず小物成とよばれる雑税があった。これは村高に関係なく、山野河海からの雑収入や茶・綿・野菜などの商品作物に賦課されたもので、福島時代に定められた税額をそのまま踏襲し、村ごとに銀納させた。熊野村では一六八匁九分を、川角村は六六匁五分を夏（六月）秋（九月）二回に分けて納入している。また、浅野氏の時代になって小物成に相当するような収益がある場合、札役・諸運上の名目で新しく徴収されたものがある。熊野村では鹿札銀一四匁、割木山札銀二〇匁、紺屋灰運上銀九分二厘を、川角村では竹代銀一六匁、押込村では竹代銀二匁六分六厘、割木人札一五匁、雉子鉄砲札銀五匁を、それぞれ六月と九月に分けて納めている。

次に村高を基準として賦課された高掛物に沓歩米いもぶまいと厘米りんまいがある。沓歩米は村高の％に相当する米・銀いづれかを納入するものである。これは藩の雑用に当たる夫役・藩用の薪炭・麩草わら・藁わら・糠ぬかなどを納入する百姓役の代り

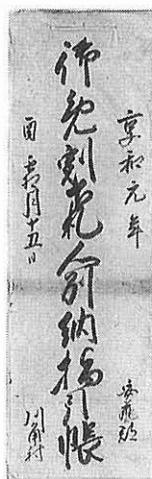


図4-2-1  
御免割下札人別納指引帳 (享和元年)

に、元和八年（一六二二）から行われだしたものである。厘米は公用の道路や橋などの修築、治山・治水などの百姓役をはじめとして、郡中の百姓役として課せられる雑用などをまとめて、寛政十九年（一六四二）より厘米の制が始まったといわれる。当初は村高の六厘であったが、年によって変動をくり返し、享保三年（一七一八）以降は七厘に一定した。この厘米も夏・秋二回の上納であった。また、御種米とよばれる強制貸付の制もあった。もともとは藩主による救済・勸農の意味もあったものであったと思われるが、しだいにその精神は失なわれ、利米（利息）を目的とした強制貸付となってしまった。一律に村高一〇〇石につき米三石ずつを三割の利米で貸付け、毎年九月に元利を返納させる制度である。享保三年からは元米を貸据えとし、利率を二割として利米のみを年貢に準じて毎年徴収されるようになった。川角村は御種米五石を貸付けられていたので、毎年の利米は一石であった。この御種米を村内でどのように配分したかは不明であるが、川角村の「御免割下札人別納指引帳」織田家や川角区共有文書などによると、御種米元米が土地に付属して移動しているので、当初は各農民の持高にに応じて割り当てられたものと思われる。しかし、その後の農民の盛衰によって、土地と共に移動し、文久二年（一八六二）に最高で元米三斗七升、最低で一升となっている。なかには持高六斗五升で、元米一斗五升の者もいる。これは高値で土地を手離すために、元米を手元に残した結果ではないかと推察される。いずれにせよ、先祖が貸りた御種米を、その子孫が利米のみを払い続けさせられる制度は、農民にとって迷惑なものであったことは確かである。

村内に居住する諸職人は水役銀という営業税を負担し、その代りに老歩米と厘米が免除された。水役銀は、家持の職人が本役として月に二日ず

つ、借家住の職人は半役として月に一日、藩の作事御用に使役されていたが、寛文十一年（一六七二）以来銀納に改められたものである。職人として認められた者は全員藩の作事方の台帳に登録され、御帳付と称された。職種によって水役銀の額に相違があり、各村ごとに毎年正月から六月までの分を十二月に、七月から十二月までの分は翌年六月に分割納入することになっていた。しかし熊野村では、天保期に六月と九月に半額（米二石五斗）ずつを徴収し、老歩米と厘米に相当する四升二合五勺を、その都度返却している「郡村誌」。川角村では職人が時々しか在村しなかったため、その時のみ水役銀を納入している。

### 村入用

農民は年貢・小物成・諸役連上など藩府へ納めるもののほかに、地方税的な諸経費を負担しなければならなかった。この経費負担を村入用とよび、村役人が村民に割り付け徴収し運用された。村入用の内容は、郡代官など藩府の役人の廻村に要する人足・接待費、村内の道路や橋の普請、溜池・井手・樋門などの修理、災害時の復旧工事に要する夫役や諸経費、村役人以下の諸給米や出飯米、村用の紙・墨・筆・灯油代などの需要費、虫送り・雨乞いなどの祈禱入用、氏神祭礼費、寺社初穂料、年貢未進百姓の村負担などを内容とする村固有の経費で、村割で賦課された。

この村入用は夫役を中心とする諸種の割賦物で構成されていたが、元和と寛永期（一六一五〜四二）に前述の老歩米・厘米の制により夫役の代納化をはじめ、諸役・諸連上の制が整ったが、寛永十九年（一六四二）それらに含められない雑多な諸負担を「村入用」として貢租体系のなかに位置づけられた。宝永元年（一七〇四）には村入用全般にわたる統一基準を設け、諸経費をその基準以下で済すような運営を命じている。これは藩内の村々の経費に差があることを正すとともに、藩として村運用にかかる経費を掌握し、村入用の予算化と諸経費削減をねらったものである。

表4-2-13 熊野村夫割

種類	単位	負担額
家懸夫	家別1人	米 1升2合
御通行人	1人	銀 4分
同本船	1里	銀 21文
郡	1里	銀 41文
人	1艘1里	銀 1匁5分
	1人	銀 8分5厘
	1人	銀 8分5厘

「郡村法則雜記」「初寄合諸格式帳」による

熊野村の村入用は、表4-2-13のように年次によって記載もれがあり、正確さを欠いているが、藩の規定に従っているものと、年次によって上下しているものがある。上下に変動した理由として、諸物価の騰貴や用務の増加などが考えられる。米立による項目のみをみると、寛政五年は村高の1%にすぎないが、天保十二年は1・4%、安政二年は1・6%と増加している。このほかにも銀立のものもあり、初穂料など記載されていないものを加えると、村高に対する比率はもっと上ることになる。

川角村の文化十二年(一八一五)の村入用は表4-2-16によると、熊野村に比べて項目も少ない。この村入用総額は村高に対して約三・三%であるが、毛附高に対しては約五・三%になり、鬮高の多い川角村の農民の負担が熊野村に比べて大きいことが判る。

熊野村の記録によると、庄屋二人が一年間に使用する用紙は、諸口が二五束(一束二匁五分)、半紙二匁六束(一束一匁三分)、墨二〇丁(一丁五分)、筆五七本(四対一匁)であった。これらの文房具をどこから購入したかの記録はない。また、送番給について安政二年(一八五五)には米五石一斗を計上しているが、これを本郷三石八斗、新宮一石三斗と分けている。本郷分の送番に当たる者として城之堀で一〇名、中溝で一五名の人びとが登録されている「初寄合格式帳」。送番は各種の布達や指示・連絡などの書状を次の村へ通送するもので、内容によっては夜間でも出かけなければならない仕事であった。

熊野村には夫割として表4-2-13のような記録があるが、各項目の総額は記載されていない。しかし、家懸夫は家別に一人徴されているので、文化十一年の熊野村は八七〇軒あったから単純に計算すると二〇石四斗四升

表4—2—14 巡見使入用  
(天保9年6月)

安芸郡入用総額	40貫827匁8分5厘
熊野村負担分	5貫166匁8分3厘
苗代村	〃 429. 0. 5.
栃原村	〃 225. 6. 4.
焼山村	1. 064. 3. 0.
押込村	〃 456. 1. 7.
川角村	〃 325. 7. 2.
平谷村	〃 169. 4. 3.

佐々木家文書「永代日記」による

は「明朝何刻に駕籠一丁と人足何人を出すこと、出て来る人名を本日夕刻までに海田市へ連絡せよ」という内容の通達、が数多く残っている。織田家文書 これらの夫割の負担が大きかったことは判るが、具体的な数的記録がないのが残念である。

### 三 給 知 制

#### 地方知行制

広島藩では家臣に対する給与は地方知行制と俸禄制の二つの方法がとられた。前者は実際に知行地(給知)を指定して与える方法であり、後者は藩が徴収した年貢米を俸禄(禄米)として現米で支

給するものである。藩主浅野氏は凶作・飢饉の対策として、全て俸禄制に切り換えたことが三回あったが、回復

となる。これが、夫割の基金となったのであろう。川普請や助郷役など郡割で負担するものの他に、割り当てられた人数を出せない時や、郡内の他村の不足分を負担した時は、それぞれ規定の銀か銭の金額をもって決済されていくことが判る。天保九年六月に幕府巡見使が広島藩を巡回したが、この時の諸経費として安芸郡が支出した総額は四〇貫余にのぼった(表4—2—14参照)。この経費捻出には日時を要し、ようやく翌年十二月に郡内各村々へ村高に準じて割り当て決済された。この支出は全くの予定外の負担であった。安芸郡は西国街道に面しているため、幕府役人や諸藩の大名などの往来が多く、たびたび人足を出さなければならなかった。川角村に



図 4-2-2 織田家文書「給石主高控え」(天保9年)

後は地方知行制にもどされ、明治二年の版籍奉還まで続いた。

地方知行制では、家老知行地は一村丸抱えで固定していたが、一般藩士は一つの村に複数の藩士を配置する相給知制を原則とした。また、一人の藩士が一つの村で与えられる知行地高は少なく、二〜三郡にわたる数か村が与えられる例が多かった。知行地を与えられた藩士を「給人」とよんだ。藩士には藩府から何郡何村に何石何斗何升何合、何村に何石と知行判物が下され、各村には給人名とその知行地高が連絡される。各村ではそれをうけて、全村をいくつかの石組こくぐみに分けた鬮帳くもを作った。鬮帳は一冊ごとに田畑の善悪や百姓数・牛馬数など、不公平のないように組み合わせられており、たとえば五〇石組・三〇石組・一石以下というように、数種類の石組に組分けしたものである。給人は代官立ち合いのもので、指定された知行地高に相当するように何冊かの鬮帳のくじを引き、そこに記載されている田畑が自分の

知行地であり、百姓が知行地百姓となった。一人の農民が二冊以上の鬮帳に記載されることも多く、知行地内には屋敷のある者を本百姓、田畑のみのものを越百姓とよんだ。給人全員がくじを引いた残りを明知高とよび、年貢は直接藩の米蔵へ納入される蔵入地となった〔広島県史〕近世1。

鬮取りの結果、村の大小や知行地の規模によって相違はあるが、一人の給人に何十人もの知行地百姓がつけられたり、逆に一人の百姓が何人もの給人に属するということも起った。給人は知行地百姓の中から給庄屋ぐさや(与庄屋・給与頭・給役ともよぶ)、すなわち給知の庄屋を任命した。給庄屋は知行地百姓の中でも筆頭の持高で、人柄が良く依怙えこい頑貞こいせきしない者から選ばれ、年貢納入などの責任者とされた。村内に給人が少ない場合には、庄屋や組頭

表4-2-15 天保9年(1838)安芸郡熊野村給地替え

新旧	給主	給知高	給庄屋	備考
居り	松宮善太郎	56石7斗9升0合	助左衛門	
居り	堀田保右衛門	62. 4. 6. 9	岩 助*	
居り	小澤孫太郎	62. 4. 6. 9	元 七	
居り	鈴木 内司	62. 4. 6. 9	与 平	
新	三好与一郎	43. 2. 0. 0	与三兵衛*	天保7、御歩行頭次席
新	津村宗左衛門	45. 0. 0. 0	半兵衛	天保10、御代官
新	駒井 半蔵	45. 0. 0. 0	庄左衛門*	天保6、御武具奉行次席
新	牧野 鼎	45. 0. 0. 0	徳右衛門*	弘化4、御奥詰
居り	葉師寺与一	42. 0. 0. 0	孫右衛門	天保2、伏見御屋敷番
居り	寺川藤之進	45. 1. 6. 0	源左衛門	
居り	澤田萬次郎	42. 8. 0. 0	十郎兵衛	
居り	小出久之丞	43. 0. 0. 0	孫 太郎	
居り	石津 平蔵	47. 0. 0. 0	勘 兵 衛	天保4、御蔵奉行
居り	新保彦兵衛	49. 0. 7. 9	吉右衛門	文政7、御代官
居り	三上 勘六	50. 0. 0. 0	健 太 郎	文政11、御代官
居り	野崎七右衛門	50. 0. 0. 0	庄 次 郎	
居り	永田 六蔵	45. 4. 0. 0	伴右衛門	天保7、御広式詰並
居り	松村 孟	55. 0. 0. 0	傳左衛門	
居り	木本 清助	53. 0. 0. 0	貞右衛門	文化2、御大工頭
居り	宮田 織人	44. 6. 0. 0	順 兵 衛	天保5、御奥詰
居り	松田馬之助	45. 6. 0. 0	貞 次	
居り	松岡八左衛門	52. 0. 0. 0	次 平	天保8、御目付次席、御側詰御膳番兼役
居り	米村 嘉門	49. 7. 3. 1	幸 次 郎	文政12、御三之丸番
居り	竹中傳三郎	57. 0. 0. 0	元 七	文政13、御奥詰
新	浅野 十助	55. 6. 0. 0	太左衛門	天保4、御中小姓頭
居り	石井貞次郎	57. 2. 0. 0	幸 次 郎	天保5、御代官
居り	横山仙太夫	56. 5. 5. 2	卯右衛門	文政4、御代官
居り	平田 織馬	62. 1. 4. 8	九郎右衛門	天保11、御奥詰
新	藤井左門太	48. 8. 6. 8	富 田 米	天保5、御先手者頭次席
新	堀田 織衛	67. 4. 9. 7	泰 三 郎	天保6、昵近見習
居り	岡 善太夫	53. 4. 0. 0	与三兵衛	天保5、御先手者頭次席
新	山下十右衛門	81. 6. 0. 0	周 平*	文政12、御近習頭御用人
新	竹越 恰	50. 6. 0. 0	清 之 助	文政2、御槍奉行

新旧	給主	給知高	給庄屋	備考
新	御牧助九郎	69. 8. 0. 0	十郎兵衛	天保6、御騎馬弓筒頭
新	井伊都賀夫	69. 8. 0. 0	源兵衛	文政13、御旗奉行
居り	一柳 監物	51. 6. 0. 0	嘉平次	
新	田上 諸人	77. 6. 0. 0	権十郎	天保8、大番者頭、御先手者頭
居り	武田 每登	70. 6. 0. 0	幾右衛門	文政12、御近習頭御用人
新	進藤豊三郎	55. 6. 0. 0	次右衛門	
居り	周参見勇衛	70. 6. 0. 0	組頭勘三郎	天保2、御近習頭御用人
			世話*	
居り	村越三十郎	85. 6. 0. 0	要助	文政4、大番者頭、御先手者頭
新	辻五郎太夫	93. 4. 0. 0	勘三郎	天保5、御近習頭御用人
居り	木村 丹波	115. 6. 0. 0	孫四郎	文政7、御年寄
合計 43名		2,488石4斗3升2合 (村高の97.3%)		

明知高 70石2斗1升8合 (村高の2.7%)

総合計 2,558石6斗5升

「永代日記」による

注 給庄屋の百姓名に\*印が付いているものは、史料に給庄屋と記載されていないものである。「永代日記」の筆者の記載もれとも考えられる。

備考欄は『芸藩輯要』によった。

などで給庄屋を兼ねたり、また一人で数組の給庄屋を勤めるものもいた。しかし、給人が多くなると給庄屋専任がおかれた。給庄屋の人選は、初期には給人が任命していたが、中期以降になると割庄屋や庄屋が推薦した者から選任されることが多かった<sup>上同</sup>。

熊野村は、村高に対して給地の占める割合が高い村である。天保九年(一八三八)の給知替えにおける給主・給知高・給庄屋をまとめたものが表4-2-15である。給主数四三名のうち、新しく熊野村に知行地を与えられた者は一四名で、残り二九名は知行地の村替えがなかった(「居り」と表示されている)。知行地高は二四八八石四斗三升二合で、村高の九七・三%を占めており、明知高は七〇石二斗一升八合にすぎない。給庄屋四三人中四人が、それぞれ二人の給人の給庄屋を兼任している。但し、

「組頭勘三郎世話」と「勘三郎」とが同一人物かどうかは判定できない。各給人が他村を含めてどれ程の知行地高を拝領しているかは不明であるが、熊野村での最高は木村丹波の一五石六斗であり、最低は薬師寺与一の四二石である。木村丹波は文政七年以来、藩の年寄という要職にあった人物である。薬師寺与一は天保二年から京都伏見の御屋敷番を勤めている。

#### 給知支配

各給人は自分の知行地に対する年貢率を自由に決定し、年貢を収納することができた。そのため、初期には同一村内で明知方よりも高率のことが多く、また給人によっても高低があるのが普通であった。しかし、給人が収納できたのは年貢と口米とを合わせた定物成と、後述の付加税に限定されており、高掛物や小物成は全て藩庫に納入されることになっていた。年貢未進の利息や種米貸の利息は徴収が認められていたが、その利率は原則として藩が定めた蔵入地並みと決められていた。しかし、この規定を守る給人は少なく、高利が課せられる例が多かった<sup>同上</sup>。

熊野村の年貢率を給知と明知で区別した記録は文化十一年のものしか残っていない（前掲表4―2―10参照）。同年の明知高は村高の一七・九％であり、給知高は八二・一％である。年貢率は明知方が四六・九％であるのに対し、給知方は同率から四六％まで五段階になっている。給知方では最高率を課せられている石高が、給知高全体の三八・三％でしかなく、最低率を課せられたものが五四・四％と非常に高い。この年のみをとってみるならば、給知方を平均すると四六・二四％となり、明知方より年貢率が低かった。給知方百姓は年貢納入先が給人という個人であるという気安さのためか、なにかと口実をもうけて年貢納入を延引したようである。そのため藩府は、作柄の様子・不作の原因や状況・年貢納入が遅れる理由などを給人に申し出る場合には、その書類の写しを必ず割庄屋へも提出することを命じ、給庄屋全員が署名捺印した請書を出させている。

給人は新しい知行地を与えられると、その知行地百姓に対し独自の給人法を布達して支配した。その内容は、治安の維持や耕作に精を出すことなどで、藩の法令と同じ趣旨のものほかに、知行地百姓の負担に関するものが含まれていた。餅米・焼米・門松代・莖代・諸祝儀や諸音物などの付加税負担が成文化されており、給知方百姓の方が明知方より年貢以外の負担が大きかった。しかし一方では、給人に対していろいろな義務が課せられていた。知行地百姓をいたわり、知行地を荒廃させないようにすることは、給人にとって最大の義務であった。もし荒廃した場合には、給人の責任において建直しを図らせている。不作の年には作食米を貸与し、灌漑用の樋木・釘・錠かすがいなどの調達や大工賃は給人の負担とされていた『広島県史』近世1。たびたび河川の氾濫に見舞われた川角村では、その都度作食米の貸与などの救恤を求めているが、今までの貸与分が返還されていないことを理由に、貸付額が値切られることが多かった。

地方知行制は前述のように鬮取制をとり、たびたび割替えを行いなから続けられた。それは鬮帳がかなり厳密に公正に作られており、給人に不公平感を与えず、また知行地の割替えと鬮取制によって、給人と知行地百姓との人的結びつきを防止する役割をも果たしていたのである。同時に、給人に知行地支配の責任をもたせることによって、農民相互を分裂させ、農民の抵抗をそらす役割も果たしたと考えられる上。